豊中市告示第286号

大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出がありましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

当該届出に係る書類については、公告の日から4月間一般の縦覧に供しますので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、豊中市に意見書を提出することができます。

平成27年6月19日

豊中市長 淺 利 敬 一 郎

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 ピーコックストア千里中央店所在地 豊中市新千里東町1丁目1番1
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 イオンマーケット株式会社 住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号 代表者の氏名 代表取締役 豊田 靖彦
- (3) 変更の内容
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更年月日

平成27年6月1日

- 2 届出年月日
 - 平成27年5月29日
- 3 届出に係る書類の縦覧場所 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市都市活力部産業振興課
- 4 意見書の提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市都市活力部産業振興課